

鳥取地方労働審議会第15回家内労働部会

1 日 時 令和6年2月6日(火) 13時00分～14時00分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益委員 植木委員、佐藤委員、中野委員

家内労働者代表委員 北畑委員、吉岡孝子委員

委託者代表委員 田中委員、西本委員、吉岡きよ乃委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について
- (3) 和服裁縫業最低工賃の改正等について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取地方労働審議会家内労働部会委員名簿
- (2) 厚生労働省組織令
- (3) 地方労働審議会令
- (4) 鳥取地方労働審議会運営規程
- (5) 鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程
- (6) 家内労働法
- (7) 家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令
- (8) 家内労働法施行規則(抄)

- (9) 鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について【工程表】
- (10) 鳥取県の最低工賃
- (11) 第14次最低工賃改正計画
- (12) 令和5年度 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査報告書
- (13) 和服裁縫業最低工賃関係資料

机上配布資料

家内労働のしおり

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今より、鳥取地方労働審議会第15回家内労働部会を開催します。本日はお忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日の委員の欠席は家内労働者代表委員の河村委員です。現在、8名の委員の御出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に規定する定足数を満たしており、本部会が成立している旨御報告します。また、本日の家内労働部会は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望はありませんでした。それでは審議に入ります前に労働基準部長の高橋より御挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長 鳥取労働局労働基準部長の高橋でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。また、本日は大変御多忙の中、当部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。家内労働部会は、委員の皆様方に家内労働対策や家内労働に係る最低工賃等につきまして、貴重な御意見を賜る場でございます。鳥取県におきましては、現在男子服・婦人服製造業、和服裁縫業の二つの最低工賃が設定されておまして、それを3か年の最低工賃改正計画に基づきまして、事務局で業種の実態を調査して、審議をお願いしているところでございます。本年は鳥取県和服裁縫業最低工賃につきまして、後ほど調査結果を事務局から説明を申し上げ、御審議を頂く予定としております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○市村賃金室長補佐 次に委員と事務局の紹介をさせていただきます。本年度は審議会委員の改正があり、新規の委員の方もいらっしゃいますので、まずは委員の方々とそれから

事務局の職員の紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております、資料1の鳥取地方労働審議会家内働部会委員名簿を御覧ください。名簿順にお名前をお読みします。

[委員・事務局の紹介]

○市村賃金室長補佐 それでは早速議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出についてです。資料の6ページを御覧ください。地方労働審議会令第6条第5項の規定により、部会長及び部会長代理は当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選出することとされております。選出の方法につきましては、慣例により公益代表委員から御推薦をいただき、皆様にお諮りすることということにさせていただいておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。では、公益代表の方から御推薦をお願いします。

○植木委員 部会長に中野委員を、部会長代理に佐藤委員を推薦します。

○市村賃金室長補佐 ただ今、部会長に中野委員、部会長代理に佐藤委員を御推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、部会長に中野委員を部会長代理に佐藤委員ということで、よろしくをお願いします。それでは、中野部会長、佐藤部会長代理に御挨拶をお願いします。

○中野部会長 皆さんこんにちは。前回に引き続きまして部会長をさせていただきます。本日の部会の議事を見ますと、一番皆さんから意見をいただくのは、3番目の最低工賃の改正等についてということになると思いますので、皆さんからの御意見よろしくをお願いします。スムーズな議事進行を心がけますので、御協力よろしくをお願いします。

○佐藤部会長代理 皆さんこんにちは。部会長代理の佐藤と申します。よろしくをお願いします。中野部会長の、助けとなるよう努めさせていただきます。よろしくをお願いします。

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。これ以降の進行については、中野部会長、よろしくお願いたします。

○中野部会長 それでは早速議事に入りたいと思いますが、その前に部会の進行、議事録の公開について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 議事録の公開について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず資料の10ページを御覧ください。鳥取地方労働審議会運営規程の第6条第2項におきまして、議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合などにおいては、会長は議事録及び会議資料の全部又は一部を非公開にすることができる旨が規定されています。この条項については第10条で部会における準用と、会長は部会長と読み替えるものと規定されております。13ページを御覧ください。鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程、第3条にも同様の規定がございます。

なお、令和3年度に開催されました第14回家内労働部会におきまして議事録の署名を廃止しておりますことを申し添えたいと思います。本日の議事録及び会議資料の公開の取扱いについて、御確認をお願いします。

○中野部会長 ただ今事務局より議事録及び会議の資料の公開について、説明がありましたが、公開の取扱いとしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長 それでは、公開ということで、事務局は対応をよろしくをお願いします。

○片山賃金室長 承知いたしました。

○中野部会長 それでは議事の2番目になりますが、和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について、事務局から説明をお願いします。

[資料説明]

○中野部会長 ありがとうございます。和服裁縫業の最低工賃に関する実態調査と、それに関連する資料を今、事務局から説明していただきました。今の説明について、何か皆さんから質問等ありましたらお願いします。

○北畑委員 説明いただきまして、ありがとうございます。33ページの調査工賃額が最低工賃の額を下回っているという説明がありましたが、この下回っているところについての対応は何かあるのでしょうか。

○片山賃金室長 これについては、私どもの周知不足だと考えております。今後周知の方を徹底していきたいと思っております。

○中野部会長 ありがとうございます。他に質問がある委員の方おられますか。

○吉岡孝子委員 あわせ長着でグシ付きというのがありますが、喪服にはグシ付きがあるのですが、あわせ長着でグシ付きというのは、多分鳥取県ではないと思います。

○片山賃金室長 33ページの欄外の二つの項目の、長着絹の、あわせグシ付きと、ひとえ、それと、喪服絹の、あわせと、ひとえの、品目につきましては、鳥取県の最低工賃の設定にはありません。ありませんが、事業者側からこういう対応しているという回答がありましたので載せています。

○吉岡孝子委員 一番下の喪服ひとえの金額で、最低の人が1万7000円、最高が1万5000円となっていますが、これは逆ですね。

○片山賃金室長 失礼いたしました。確かにそうですね。ここは違っているので訂正させていただきます。

○中野部会長 訂正の方よろしくをお願いします。

他にありますか。

(なし)

○中野部会長 議事の3番目です。和服裁縫業最低工賃の改正等についてということで、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 審議の方向性としまして、三つございます。一つは最低工賃の一部又は全部を改正する場合、二つ目は最低工賃を据置きとする場合、三つ目は、最低工賃そのものを廃止する場合、この三つがあるかと思えます。これらを踏まえて、資料の25ページの工程表にそって説明させていただきたいと思えます。

まず1番目としては、今年度最低工賃の一部又は全部の改正が必要であると本部会でまとまった場合におきましては、3月に開催予定の令和5年度第2回鳥取地方労働審議会において改正の必要性ありとの部会報告を行います。その後、鳥取労働局長から、鳥取地方労働審議会会長宛てに最低工賃の改正についての諮問をさせていただきます。鳥取地方労働審議会は諮問を受け、最低工賃専門部会の設定に当たり、委員及び臨時委員の中から指名を行っていただくこととなります。最低工賃専門部会における審議の結果はその後答申を行った後、答申要旨の公示と異議申出の受付、改正された最低工賃の官報公示手続きを経て、官報公示後に効力発生という流れになります。官報公示の30日後に発効という形になります。これが1番目の全部、又は一部を改正する場合ということです。

2番目に、据え置くとした場合には、この家内労働部会での検討結果として、据置きが妥当であるとの部会報告を頂き、同じく令和6年3月に開催予定の令和5年度第2回鳥取地方労働審議会へ報告していただきまして、審議は終了ということになります。

それから3番目の和服裁縫業最低工賃の廃止という場合には、3月に開催予定の鳥取

地方労働審議会に廃止の検討が必要である旨の部会報告を行い、その後、審議を行っていただくということです。流れといたしましては、改正と同じような流れで審議を行う形になるかと思えます。以上のような方向性を踏まえて、御審議をお願いしたいと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。ただ今事務局から説明がありましたように、本部会で最低工賃について改正する、据え置く、廃止するの三つの方向性について審議を行って、3月の鳥取地方労働審議会に、部会報告を行うこととなります。これから、皆さんにいろいろな意見をお伺いしたいと思っておりますが、本日の配布資料等を参考にいただきながら、今の三つの方向性について、御意見を頂戴したいと思います。

それでは、まず家内労働者側委員から、御発言頂きたいと思っておりますが、どなたかお願いできますか。

○北畑委員 先ほど、資料の説明を受けまして、鳥取県の和服裁縫業最低工賃につきましては平成26年から、これまで9年間一度も改正がなされなかったといったところです。

今年度は、その最低工賃の改正に向けた必要性の審議についてはぜひお願いをしたいということです。その理由を3点にわたって申し上げたいと思っております。

まず一つ目は、昨今の物価上昇からくる生活費負担が大きくなっているのではないかとといった点です。最近日銀が2024年度の消費者物価指数の前年度比を発表しましたが、上昇率の見通しを2.4%という形で公表しました。当然この最低工賃に関わる資材の費用負担は労働者が行っている状況です。昨今の物価上昇率だけでも、この家内労働に関わる労働者にとっては大変ですから、その辺りも含めて、生活に影響が及んでいるのではないかとすることは想像に難くない状況だと思っております。

二つ目は、最低工賃に関する実態調査報告書、32ページの3番の下の表の、工賃改正の状況で、過去2年間に、改正を行ったということで、引き上げたというところが、4件あります。現行工賃に改正した、その理由としましては、先ほど申し上げました、物価の上昇、そして家内労働者からの要求といったところです。それは、その現場間の中では、やはりこの引上げが物価上昇に伴って行われているということがこの調査から見てとれます。また、4番の意見要望という欄の三つ目のところに、これからの家内労働者のことを考えると、工賃の改正を行っていく必要があると思われるという意見もこの中に寄せられています。この最低工賃に関わる方々の中で一定数は、引上げを当然望んでおり、またその理由は物価上昇が影響しているということを踏まえますと工賃の改正の必要性があるのではないかと感じているところです。

最後三つ目は、これまでの最低賃金の流れもやはり考えていきたいと思っています。御存じのとおり、今年度の鳥取県最低賃金は、昨年度の最低賃金から46円の引上げ、5.39%の引上げがありました。各種商品小売業の特定最低賃金も2016年の718円から7年ぶりに、184円の引上げがあったといったことを踏まえ、この最低工賃においても、やはり世の中の全体の流れとしては、物価上昇等を含めて改正を望むに値するのではないかと考えています。家内労働法につきましては労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、労働条件を低下させず、向上を図らなければならないとされております。ぜひ今年度につきましては世間情勢と、和服裁縫業の最低工賃の間のこの関係について、建設的な改正に向けた議論をお願いします。以上です。

○中野部会長 はい、ありがとうございます。改正の必要性があるという御意見だったと思います。吉岡委員はよろしいですか。お願いできますか。

○吉岡孝子委員 材料費の消費税がどんどん上がっているのですが、以前、私が仕事をしていた委託者は、仕立代にも消費税をつけて工賃が支払われていたのですが、その後、個人の委託者からの仕立てをした時は、委託者はお客さんから消費税を頂いていても、家内労働者には全然消費税は支払われませんでした。工賃が上がっても、材料費の上昇や消費税を考えると、果たして実質的に上がっているのだろうかという心配もあります。だからこの仕立ては消費税を含めての金額なのか、消費税は含まない金額なのかということも、明記してほしいと思います。

○中野部会長 はい、ありがとうございます。その辺は分かりますか。

○片山賃金室長 これは工賃に該当する部分ですので、消費税は含まれていません。

○中野部会長 はい、よろしいでしょうか。改正の必要性ありということでもよろしいでしょうか。では、委託者側委員に発言をお願いしたいと思います。

○西本委員 はい、協議は必要だと考えております。私は以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

○田中委員 はい、同じく協議が必要だと思います。ただ、和服の需要としましてかなり減ってきている。弊社に至りましては、和服売り場すら今なくなっていて、現状で申し上げますと、和服の売上としては月に1着あるかないかというぐらいなのです。弊社の場合には仕立てをされる方は、3名と契約させていただいて、その3名で回していただいているのですが、大体今でも3か月から4か月に一人に1着、委託させていただいているというのが現状です。ただ、これを見ている限りは皆さん、御高齢化されていますし、今後のそ

ういった生活とか、時間とかいろいろな制約が出てくる中で、こういった工賃改正の議論というのは必要なのではないかと思います。

弊社の場合は、最低工賃で見て、クリアはできていると思っています。考え方としては、加工代ということで、この3名の方と随時お話しさせてもらいながら、工賃の見直しが必要かというのは進めていますので、ある程度は網羅できているのかなと考えています。ただ、地域全般で考えると、そういうところは網羅できてないと考えましたので、協議がいるということであるならば、ぜひ真剣に話し合っていきたいと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。

○吉岡きよ乃委員 当然審議の必要あると思います。今着物の需要ということからして、とても深刻ではないかと思っています。着物を着る人がやはり悩むのが買っても手入れが大変、汚してもクリーニング代がばかにならないということで、非常にレンタルが増えてきているという現状もあろうかと思っています。また、ミシン仕立てというものも、たくさん出回っていると思いますし、また、この染め物がだんだんいろんなところで、技術の受け継ぎというのがとても難しくなっていて、プリント加工なども出回っています。今は、昔のように仕立てて和服を新調するというのが本当に激減しているというのは感じているところです。その中で、やはりその技術を持っている人たちがだんだん高齢化する、そしてまた若い人たちが和裁に興味を持たなくなってくるというところに、非常に危機意識を持っております。そういうところで考えると、本当に高い技術を持った方に対しての十分な工賃の支払というのは必要ではないかと思っています。ランク付けではないのですが、手軽なものこそまで、むしろ上げてほしくない、やはり、そのすそ野が広がっていくのも大事だと思います。でも本当に高い技術を持った方については、本当に貴重な存在であると思いますので十分検討の余地があろうかと思っています。

○中野部会長 はい、ありがとうございます。今のお話の中で協議は必要と言われたのですが、その方向性については、先ほどの三つあるとお話しましたが、一部改正であればという形でお話されていると受け取っていいのでしょうか。据置きや、廃止ではないというところですね。

○西本委員 そうですね。廃止はないです。

○中野部会長 一部改正も含めてですが改正の必要があるということと、今のままで据え置くということの、どちらの意見になりますか。廃止も含めると選択肢が三つあります。

○西本委員 そもそも廃止はないです。

○中野部会長 そうすると上げる方向で、若しくは据置きという話になりますが、据置きはありますか。

○吉岡きよ乃委員 私はやはり技術の必要なものについては、上げた方がいいのではないかと考えています。

○西本委員 要するに一部改正も含めた改正という方向感での協議ということです。据置きは限りなく可能性としては低いです。

○中野部会長 分かりました。ありがとうございます。公益委員からは意見はありませんか。

(なし)

○中野部会長 貴重な意見どうもありがとうございました。まず、家内労働者側委員の方から、物価上昇であるとか、実態調査の結果を見ても家内労働者から、最低工賃を上げてほしいというような要望も多いというところで、改正の必要性はあるという御発言がありました。

また、委託者側委員の方からも、一部改正も含めて、最低工賃について、協議していきたいというお話がありました。これらの皆さんの意見も踏まえて部会報告として、まとめていきたいと思います。

先ほどの資料にもありましたように、委託者も家内労働者も減ってきてはいるのですが、この和服裁縫業の最低工賃については、やはり何らかの改正の必要性はあるのではないかとということで、全体的に勘案すると、この部会報告としては最低工賃の引上げの審議を行う必要性はありということで、報告したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長 ありがとうございます。それでは本部会の結論として、鳥取県和服裁縫業最低工賃について改正する必要があるとの報告書を作成したいと思います。

○田中委員 一つだけ質問です。方向性はそれでいいと思います。家内労働者の皆さんを守るというのが大前提ですので、決定はその方向でいいです。

結審してからですみませんが、一つだけお聞きしたいことがあります。これが例えば廃止となった時に、何かしらのデメリットがあるのか、また、それはどういった方向に進むのですか。

この全国の改正状況を見ると、最低工賃があるのは、ここに記載のある県だけで他の県はないということだと思えますが、廃止して最低工賃がなくなった場合に、この家内労

働者の皆さんはどういったデメリットがあるかというところが分かれば教えていただきたいと思います。

○片山賃金室長 最低工賃というのは、いわゆる業種、職種についての工賃の最低額を定めているものでして、資料の19ページを見ていただきたいと思います。家内労働法の第33条では、この最低工賃以下となった場合には、罰則等が規定されているということです。つまり最低工賃の設定があるということは、そういう法律で最低額が保証されているということなのですが、最低工賃が廃止になった場合には、その保証がなくなるということです。もう一つ言えば、工賃額はそれぞれの委託者と家内労働者の間で決めていただく時、下限がなくなるという形です。

○田中委員 委託者の方が自由に価格設定をするというデメリットが発生するというところでいいですか。

○片山賃金室長 デメリットなのかどうかはよく分かりませんが。

○西本委員 もうこれ以下の金額で発注しては駄目だということがなくなるので、よりどころがなくなるということです。

○北畑委員 下限がなくなりますので、そういった意味では、好きなように工賃額が決めますから、最低のラインがない以上、例えば工賃がどんどん安くなってきてやり手がいなくなってきた、ここの家内労働に関わる人たちがいなくなったりすることで、先ほどの発言のように技術の伝承というところまで影響を及ぼすのではないかと考えています。

○田中委員 分かりました。

○中野部会長 それでは本部会の結論として、鳥取県和服裁縫業最低工賃について改正決定する必要があるとの結論に達したとの報告書を作成したいと思います。この報告書の作成にどのぐらい時間が必要ですか。

○片山賃金室長 10分ほど頂ければと思います。

○中野部会長 では、10分間休会にいたします。

[休 会]

○中野部会長 報告案ができましたので、再開したいと思います。では、この報告案について、事務局より読上げをお願いいたします。

○片山賃金室長 案、令和6年2月6日。鳥取地方労働審議会会長多田憲一郎殿、鳥取地方労働審議会家内労働部会部会長中野聡。

鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定の必要性の有無に関する報告書。

当家内労働部会は、鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった家内労働部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に皆様方のお名前を示しております。読上げは省略させていただきますので、御確認をお願いします

2枚目に、鳥取地方労働審議会第15回家内労働部会審議経過ということで、本日の審議の経過、提出資料をお示しておりますので、これも御確認いただき、読上げは省略させていただきます。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。それでは今の報告案どおりに、地方労働審議会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長 では、案を取ったもので、報告をよろしくをお願いします。

○片山賃金室長 承知しました。

○中野部会長 では、最後の議事、その他ですが、事務局の方から何かありますか。

○片山賃金室長 事務局では特に用意しているものはありません。

○中野部会長 他の委員の方から何か御発言ありましたらお願いします。

○北畑委員 今後の審議についてのおよその時期を教えてください。

○片山賃金室長 では、もう一度資料の25ページを御覧ください。家内労働部会といたしましては、これで本年度終了ということになります。

令和6年3月14日開催予定の、令和5年度第2回鳥取地方労働審議会で、改正の必要性ありという部会報告をさせていただきます。その後、この審議会において、労働局長が審議会会長宛に改正に関する諮問を行います。その諮問を受けまして、今後最低工賃専門部会を設置、それから、家内労働者、委託者に対する意見聴取などを行っていきます。

今年度の審議としてはこれで終わりということになります。

最低工賃専門部会は令和6年度4月以降の開催になります。今想定しておりますのは5月から7月までの間で、できれば3回以内で考えております。この中で審議を行っていただきまして、具体的な工賃額を決めていただくということになります。地方労働審議会の専門部会の運営のところ、審議会令第6条第8項を準用する同第7条第4項の適用の確認ということがございます。これは家内労働部会の本審委員が部会長となっている専門部会においては、全会一致で決定した場合については、その議決をもって本審の議決とする

という内容のものです。最低工賃専門部会におきましても、鳥取地方労働審議会での議決の確認を行っていただきますので、令和6年に開催します最低工賃専門部会の中で全会一致となった場合、それをもって労働局長宛てに答申を行うという形になります。その後、答申要旨を公示いたしまして、その答申に対する異議の申出を受け付けます。仮に異議の申出があった場合には、再度、地方労働審議会を開催いたしまして、その異議に対する審議を行った後、決定公示を行いまして、官報公示30日後に効力発生ということになります。先ほどの異議申出において、異議の申出がなかった場合には、直ちに改定決定に関する公示を行いまして、同じく官報公示30日後に効力発生という流れになっております。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。最低工賃専門部会は約10年ぶりに開催されるということで、新年度の5月から7月ぐらいという予定になっているようです。

他の委員からは、何か発言等ありますか。

(なし)

○中野部会長 特に何もありませんから、家内労働部会は終了したいと思います。御協力どうもありがとうございました。お疲れ様でした。